

第 6 回

熊本県議会

建設常任委員会会議記録

平成29年2月24日

開 会 中

場所 第 3 委 員 会 室

第 6 回 熊本県議会 建設常任委員会会議記録

平成29年2月24日（金曜日）
午前9時58分開議
午前11時46分閉会

委員 松村秀逸
委員 山本伸裕
委員 中村亮彦

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

本日の会議に付した事件

議案第1号 平成28年度熊本県一般会計補正予算（第15号）

議案第5号 平成28年度熊本県港湾整備事業特別会計補正予算（第4号）

議案第6号 平成28年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計補正予算（第3号）のうち

議案第11号 平成28年度熊本県流域下水道事業特別会計補正予算（第5号）

議案第24号 工事請負契約の変更について

議案第25号 工事請負契約の変更について

議案第26号 工事請負契約の変更について

議案第27号 工事請負契約の締結について

議案第28号 専決処分の報告及び承認について

議案第29号 専決処分の報告及び承認について

議案第30号 専決処分の報告及び承認について

議案第31号 専決処分の報告及び承認について

報告第2号 専決処分の報告について
報告事項

①県発注工事に係る不調・不落対策について

出席委員（7人）

委員長 山口 裕
副委員長 田代 国 広
委員 坂田 孝 志
委員 西山 宗 孝

説明のため出席した者

土木部

部長 手島 健 司

総括審議員兼

河川港湾局長 鈴木 俊 朗

政策審議監 原 悟

道路都市局長 松永 信 弘

建築住宅局長 田邊 肇

監理課長 藤本 正 浩

用地対策課長 西浦 一 義

土木技術管理課長 緒方 進 一

道路整備課長 上野 晋 也

道路保全課長 長井 英 治

首席審議員兼

都市計画課長 宮部 静 夫

下水環境課長 丸尾 昭

河川課長 村上 義 幸

港湾課長 亀崎 直 隆

砂防課長 原田 高 臣

建築課長 清水 照 親

営繕課長 井手 秀 逸

住宅課長 上妻 清 人

事務局職員出席者

議事課課長補佐 下崎 浩 一

政務調査課主幹 池田 清 隆

午前9時58分開議

○山口裕委員長 おはようございます。

それでは、ただいまから第6回建設常任委

員会を開会いたします。

まず、本日の委員会に6名の傍聴の申し出がありましたので、これを認めることといたします。

それでは、本委員会に付託されました議案等について審査を行います。

まず、付託議案等について執行部の説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思います。

なお、執行部からの説明については、効率よく進めるため、着座のまま簡潔にお願いいたします。

まず初めに、手島土木部長から総括説明をお願いします。

○手島土木部長 今回の定例県議会に提出しております議案の説明に先立ち、最近における土木部行政の動向について御説明申し上げます。

まず、熊本地震等により被災した公共土木施設の災害査定につきましては、昨年12月27日をもって完了いたしました。

査定の結果、4,976カ所、約998億円が決定しております。既に工事発注を行っており、一日も早い本格復旧に向け、取り組んでまいります。

次に、熊本地震等の復旧・復興工事に係る予定価格の適切な設定のため、復興歩掛かり、復興係数の導入につきまして、先月、知事から、国土交通大臣に対し、要望を行い、その場で決定いただきました。これを受け、県発注工事については、2月1日以降に契約する工事から適用しております。

また、このほか、遠隔地からの労働者確保に要する間接費の設計変更に係る基準の見直しを行うなど対策を強化したところであり、これによって入札の不調、不落の状況が改善され、復旧、復興の加速化が期待されます。

それでは、今定例県議会に提案しております土木部関係の議案について御説明いたしま

す。

今回提案しております議案は、平成28年度補正予算関係議案4件、条例等関係議案8件、報告関係1件でございます。

初めに、今回の補正予算は、国の交付金事業等の内示減及び災害復旧事業等の事業費の確定に伴い、合計551億8,200万円余の減額補正をしております。

また、繰越明許費の設定として48億1,300万円余の追加設定をお願いしております。

次に、条例等関係議案につきましては、工事請負契約の変更について3件、工事請負契約の締結について1件、道路管理瑕疵関係の専決処分報告及び承認について4件の御審議をお願いしております。

報告案件につきましては、職員の交通事故に係る専決処分報告について1件を御報告させていただきます。

その他報告事項につきましては、県発注工事に係る不調・不落対策について1件を御報告させていただきます。

以上、議案の概要等を総括的に御説明申し上げましたが、詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

今後とも、各事業の推進に積極的に取り組んでまいりますので、委員各位の御支援と御協力をよろしくお願いいたします。

○山口裕委員長 次に、付託議案等について、関係課長から順次説明をお願いします。

○藤本監理課長 監理課でございます。

最初に、資料の確認をお願いいたします。

資料は、平成28年度補正予算関係として建設常任委員会説明資料を1冊、その他報告事項としまして1件の報告資料を準備いたしております。

それでは、1号議案、第5号、6号議案、第11号議案の2月補正予算について御説明い

たします。

建設常任委員会説明資料の1ページ、平成28年度2月補正予算資料をお願いいたします。

このページは、土木部全体の予算額の状況を記載しております。

今回の補正予算ですが、まず、震災対策分としまして、これまで被災直後の災害報告額により災害復旧事業費を計上してまいりましたが、その後の災害査定の結果等により減額となったもの及び初年度100%計上しておりました予算を、国との協議により65%としたことによる減額に伴う補正等でございます。

なお、残りの35%につきましては、来年度以降に予算計上して復旧を行うこととしております。

次に、通常予算としまして、国の社会資本整備総合交付金事業等の確定に伴う減額補正等でございます。

その内訳につきましては、まず、上の表の2段目の今回補正額(震災対策分)ですが、一般会計の普通建設事業として、補助事業で10億300万円余、県単事業で1,600万円余、直轄事業で1億4,900万円余の減額を計上しております。

次に、災害復旧事業として、補助事業で357億1,900万円余、県単事業で13億7,100万円余、直轄事業で30億2,700万円余の減額を計上しております。投資的経費計としましては412億8,700万円余の減額となります。また、消費的経費につきましては3億100万円余の増額を計上しております。一般会計計としましては409億8,600万円余の減額となります。

次に、その右側の特別会計ですが、投資的経費で5,400万円の減額を計上しております。その右側に一般会計、特別会計を合わせた合計の欄でございますが、410億4,000万円余の減額となります。

次に、表3段目の今回補正額ですが、一般

会計の普通建設事業として、補助事業で120億3,400万円余、県単事業で2億3,300万円余、直轄事業で2億9,600万円余の減額を計上しております。

次に、災害復旧事業として、直轄事業で3,400万円余の増額を計上しております。投資的経費計としましては125億3,000万円余の減額となります。また、消費的経費につきましては13億4,100万円余の減額を計上しており、一般会計計としましては138億7,100万円余の減額となります。

次に、その右側の特別会計ですが、投資的経費で1億9,700万円余、消費的経費で7,300万円余の減額を計上しており、特別会計計としましては2億7,000万円余の減額となります。

その右側の一般会計、特別会計を合わせた合計の欄でございますが、141億4,100万円余の減額となります。その下、4段目の合計欄ですが、土木部の最終予算額は1,859億9,400万円余となります。

次に、2ページをお願いいたします。

平成28年度2月補正予算総括表でございます。1が一般会計、2から4が特別会計の予算総括表でございます。

課ごとの補正額とともに、右側に今回補正額の財源内訳を記載しております。

一番下の土木部合計の欄をごらんください。

今回補正額の財源内訳として、国支出金が385億3,400万円余、地方債が117億7,300万円、その他が10億4,300万円余、一般財源が38億3,000万円余の減額を計上しております。これは、それぞれの事業ごとの国支出金や地方債などの財源が確定したことなどによるものでございます。

以上が土木部全体の予算額の状況でございます。

引き続き、3ページをお願いいたします。

このページ以降、各課の補正予算の詳細を

記載しております。

それではまず、監理課の補正予算について、主なものについて御説明をいたします。

まず、震災対策分について説明いたします。

3段目の管理事務費でございます。2億8,000万円余を増額しております。これは、熊本地震発生に伴う県外からの派遣職員の人件費に係る負担金でございます。

以降、関係各課においても同様に所要額を計上しておりますので、各課からの説明は割愛させていただきます。

なお、記載しておりませんが、土木部全体といたしましては3億4,200万円余の増額となります。

監理課の震災対策分については以上です。

次に、通常分について説明いたします。

2段目の職員給与費でございます。

職員給与費につきましても、職員給与費または事業費の職員給与費として、以降、全ての課に出てまいりますので、監理課から代表して説明させていただき、各課からの説明は割愛させていただきます。

職員の給与費は、当初予算の段階では、前年度末の退職予定者を除く在職職員で年間所要額を計算し、予算計上しているため、今回の補正では、平成28年4月1日以降の人事異動、組織見直し、職員の新規採用等による人員の変動に伴う給与の増減等を計上しております。

監理課関係分といたしましては1,500万円余を減額しております。

なお、記載はしておりませんが、土木部全体としましては3,200万円余の増額となり、補正後の額は60億8,700万円余となります。

次に、3段目の管理事務費ですが、1,000万円余を減額しております。これは、市町村からの派遣職員の人件費に係る負担金として500万円余の増額、宮城県等からの要請に基づく職員の派遣に伴う諸経費として、今年度

の派遣実績に合わせて、1,500万円余の減額となっております。

次に、4段目の幹線道路整備基金積立金でございますが、本年度発生する基金運用利息29万4,000円を基金に積み立てるものでございます。

次に、6段目の建設産業支援事業でございますが、900万円余を減額しております。これは、経営基盤強化を図るための新分野へ進出する建設企業を支援するための補助金及び若手技術者の従業員に対しての資格取得の取り組みを行う建設企業への補助金等の申請実績に伴う減額でございます。

以上、監理課の通常分としましては3,400万円余の減額となり、その右側の欄に記載のとおり、監理課の補正後の額は10億4,900万円余となります。

監理課からの説明は以上です。

よろしく願いいたします。

○西浦用地対策課長 用地対策課でございます。

資料の4ページをお願いいたします。

用地対策課は、震災対策分はありませんので、通常分のみとなります。

上から2段目の職員給与費につきましては、説明を割愛させていただきます。

上から3段目の収用委員会費につきましては、収用委員会の運営に要する委員報酬や不動産鑑定、物件調査等の費用を計上しておりますが、当初見込んでいた大型物件を伴う案件が任意解決しましたので、不用となった物件調査費用等3,400万円余を減額するものです。

また、4段目の土地収用法等事務費につきましては、知事が行う市町村事業等に対する事業認定手続のために、第三者審議会や公聴会の経費等を計上しておりましたが、本年度の手続の見込みがなくなりましたので、100万円余を減額するものです。

以上により、最下段に記載のとおり、用地対策課関係の補正の総額は3,100万円余の減額となり、補正後の予算総額は1億500万円余となります。

用地対策課は以上でございます。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○上野道路整備課長 道路整備課でございます。

資料は、7ページと8ページをお願いいたします。

まず、震災対策分について御説明いたします。

8ページをお願いいたします。

上から4段目の道路施設保全改築費の橋りょう補修分でございますが、これは、国庫内示による事業費確定に伴う減額でございます。

次に、下から2段目の単県橋りょう補修費でございます。これは、6月の補正予算で橋梁の点検費用を増額していただきましたが、国の交付金事業で実施が可能となったことに伴う減額でございます。

道路整備課の震災対策分としては、以上で9億5,000万円余の減額となります。

続きまして、通常の補正分について御説明いたします。

7ページに戻っていただいて、上から3段目の国直轄事業負担金ですが、これは、国の事業費確定に伴う県負担金の減額によるものでございます。

次に、上から4段目の道路管理費として200万円余の増額を計上しております。これは、道路公社職員共済費の負担金及び熊本県建設技術センター派遣職員負担金の増額によるものでございます。

次に、下から2段目の道路改築費でございますが、これは、国庫内示による事業費の確定に伴う減額でございます。

8ページをお願いいたします。

1段目の地域道路改築費、2段目の道路計画調査費及び4段目の道路施設保全改築費の橋りょう補修分は、いずれも国庫内示による事業費の確定に伴う減額でございます。

以上、道路整備課の通常の補正分は37億4,400万円余の減額となり、この結果、先ほど御説明いたしました震災対策分を含めた補正後の額は240億5,600万円余となります。

最後に、債務負担行為について、1件計上いたしております。

7ページに戻っていただいて、下から2段目の道路改築費でございますが、国道266号新天門橋工事について、工期の延期に伴い、平成29年度の債務負担行為の設定をお願いしております。

道路整備課は以上でございます。

よろしく申し上げます。

○長井道路保全課長 道路保全課です。

資料の9ページをお願いいたします。

まず、震災対策分の主なものについて御説明いたします。

上から6段目の道路維持費で震災対策分の欄に6億100万円余の増額を計上しております。これは、最下段の単県道路災害関連事業費として、災害復旧事業に隣接する箇所改修・補強工事等を行うものです。

次に、10ページをお願いします。

1段目の道路新設改良費で35億8,800万円余の減額を計上しております。これは、3段目の道路施設保全改築費で国庫内示による事業費確定に伴う減額です。

震災対策分としましては、最下段のとおり、合計で29億7,400万円余の減額となります。

続きまして、通常分の主なものについて御説明いたします。

10ページの同じく3段目の道路施設保全改築費で、補正額の欄に16億9,100万円余の減額を計上しております。これは、国庫内示に

よる事業費確定に伴う減です。

通常分としまして、最下段にありますとおり、合計で18億1,400万円余の減額となっております。

以上、道路保全課は、10ページの最下段のとおり、補正後の予算額は、合計で182億2,400万円余となります。

道路保全課は以上です。

よろしく願いいたします。

○宮部都市計画課長 都市計画課でございます。

主なものについて御説明いたします。

まず、震災対策分についてですが、資料の12ページをお願いいたします。

3段目の街路整備事業費6,500万円の減額は、国庫内示による事業費の確定に伴うものでございます。

下から5段目の現年補助災害土木費14億1,200万円余の減額は、県管理公園施設等の復旧に係る事業費の確定及び国庫負担率の変更に伴う財源更正によるものでございます。

以上、震災対策分の補正額は、最下段のとおり、14億7,700万円余の減額となります。

続きまして、通常分の補正分について御説明いたします。

戻っていただきまして、前のページの11ページをお願いいたします。

下から4段目の市町村負担金返納金としまして400万円余を計上しております。これは、連続立体交差事業において、田崎仮陸橋の撤去に伴い発生した鋼材の売却収入等がございましたので、関係機関に事業負担金相当額を返納するものでございます。

次に、下から2段目の連続立体交差事業費9億200万円、そして、次のページの12ページ、上から3段目、街路整備事業費5億2,800万円余、そして5段目の都市公園整備事業費2億3,800万円余の減額につきましては、いずれも国庫内示による事業費の確定に

伴うものでございます。

以上、都市計画課の通常分の補正分は、最下段のとおり、17億4,700万円余の減額となり、補正後の予算額は101億5,700万円余でございます。

最後に、債務負担行為の設定をお願いしております。

1つ目は、11ページ、下から2段目の連続立体交差事業費でございます。

右側の説明欄をお願いいたします。

今回の熊本地震により熊本駅周辺整備事務所が被災したため、昨年8月1日より熊本駅近辺の熊本市熊本駅周辺整備事務所が入居しておりますビルに移転しております。来年度も引き続き賃貸したいと考えておりますので、当該事務所の賃借に係る債務負担行為の設定をお願いしております。

2つ目は、12ページの5段目、都市公園整備事業費でございます。国指定史跡である鞠智城PRのため、ころう隊やラッピングバスの委託契約に係る債務負担行為の設定をお願いしております。

都市計画課は以上でございます。

よろしく願いいたします。

○丸尾下水環境課長 下水環境課でございます。

下水環境課は、一般会計と流域下水道事業特別会計に分かれておりますので、まず、一般会計から、主なものについて御説明いたします。

震災対策分でございますが、資料の14ページをお願いいたします。

上から2段目、農業関係施設現年発生災害復旧費の1億2,900万円余の減は、農業集落排水施設の災害復旧に係る事業費の確定に伴うものでございます。これを含めた震災対策分の補正の総額は、最下段にありますとおり、1億3,700万円余の減でございます。

次に、通常分でございますが、戻りまし

て、資料の13ページをお願いいたします。

上から4段目、団体営農業集落排水事業費の2,000万円余の減及び上から8段目、漁業集落環境整備事業費の2,200万円余の減は、国庫内示減に伴うものでございます。これらを含めた通常分の補正の総額は、資料の14ページの最下段にありますとおり、5,500万円余の減となり、震災対策分と合わせた2月補正後の予算額は9億8,100万円余でございます。

次に、流域下水道事業特別会計の主なものについて御説明いたします。

震災対策分でございますが、資料の16ページをお願いいたします。

下から2段目、八代北部流域下水道災害復旧事業の5,400万円の減は、復旧事業の事業費の確定に伴うものでございまして、震災対策分は、資料の17ページの最下段にありますとおり、5,400万円の減でございます。

次に、通常分でございます。

戻りまして、資料の15ページの上から3段目、熊本北部流域下水道管理費の1,500万円余の減及び上から7段目、球磨川上流流域下水道管理費の800万円余の減、そして、資料の16ページの上から2段目、八代北部流域下水道管理費の100万円余の減は、消費税納付額の確定に伴うものでございます。

また、戻りまして、資料の15ページの上から5段目、熊本北部流域下水道建設費交付金事業の9,500万円の減及び一番下の段の球磨川上流流域下水道建設費交付金事業の7,600万円余の減、そして、資料の16ページの上から5段目、八代北部流域下水道建設費交付金事業の2,000万円の減は、国庫内示減に伴うものでございます。

以上、これらを含めた通常分の補正の総額は、資料の17ページの最下段にありますとおり、2億2,300万円余の減となり、震災対策分と合わせた2月補正後の予算額は27億7,400万円余でございます。

下水環境課は以上でございます。

よろしくをお願いいたします。

○村上河川課長 河川課です。

資料の19ページをお願いいたします。

まず初めに、震災対策分の補正額について御説明します。

下から5段目の河川改良費で1億8,100万円余を増額しております。

内訳につきましては、20ページ、2段目の河川等災害関連事業費で4億4,800万円余を増額しております。これは、道路等の災害復旧事業とあわせて行う改良復旧工事に要する費用です。

その2つ下の段の単県河川災害関連事業費で2億6,700万円を減額しております。これは、今年度施工を行う事業費の確定に伴うものです。

次に、下から3段目の海岸環境整備事業費で300万円余を減額しております。これは、海岸に漂着した流木等の除去に要する交付金の国庫内示による事業費確定に伴うものです。

続いて、21ページをお願いします。

1段目の河川等補助災害復旧費で381億4,100万円余を減額しております。

内訳は、次の段の直轄災害復旧事業負担金で30億1,600万円余を減額しております。これは、これまで国の事業予定額通知をもとに所定の県負担率を乗じた額を予算計上しておりましたが、国から激甚災害に係る国費率のかさ上げが予定されているとの情報を得たため、かさ上げされる国費率を県で試算し、増額される国費と同額を負担金から減額するものです。

次の段の現年発生国庫補助災害復旧費で348億4,000万円余を減額しております。これは、これまで被災直後の災害報告額により予算計上しておりましたが、災害申請箇所の精査や復旧工法の協議、また、災害査定の結果

により減額となったこと及び今年度施工を行う事業費が約65%と算定されたことにより減額となったものでございます。

なお、来年度以降に施工する残り35%については、次年度以降に予算計上する予定としております。

また、先ほどの直轄災害と同様に、国費率のかさ上げを見込んで財源を更正しております。

次の段の市町村災害復旧指導監督事務費も、同様に、市町村が行う今年度の事業費の確定に伴い、2億8,300万円余を減額しております。

以上、河川課の震災対策分の補正額の計は、最下段のとおり、379億5,400万円余の減額となります。

次に、補正額の欄について御説明します。

19ページにお戻りください。

下から5段目の河川改良費で16億4,800万円余を減額しております。

主な内訳は、次の段の河川改良事業費で11億300万円余の減額、20ページ、1段目の堰堤改良費で3億6,800万円余を減額しております。これは、いずれも国庫内示による事業費確定に伴うものです。

次に、上から5段目の海岸保全費で2億5,600万円余を減額しております。

内訳は、次の段の海岸高潮対策事業費で1億3,200万円余の減額、その2つ下の段の海岸保全施設補修事業費で1億2,000万円を減額しております。これは、いずれも国庫内示による事業費確定に伴うものです。

次に、21ページ、2段目の直轄災害復旧事業負担金で3,400万円余を増額しております。これは、国の経済対策に伴う県負担金の増です。

以上、河川課の補正額の計は、最下段のとおり、24億500万円余の減額となります。これらの補正額を補正前の合計額と合わせた補正後の予算額は761億7,900万円余となりま

す。

河川課は以上です。

よろしく願いいたします。

○亀崎港湾課長 港湾課です。

一般会計、港湾整備事業特別会計、臨海工業用地造成事業特別会計がございました。

まず、一般会計の震災対策分から、主なものについて御説明します。

資料の23ページをお願いいたします。

上から6段目の港湾建設費で1億8,000万円余を減額しております。これは、下から3段目の国直轄事業の事業費確定に伴う県負担金の減、また、次の24ページの上から2段目、海岸環境整備事業費の国庫内示減によるものです。

次に、24ページの上から6段目、港湾補助災害復旧費につきましては、次の段の現年発生国庫補助災害復旧費におきまして、事業費の確定に伴い、2億4,200万円余を減額しております。

次に、下から3段目の港湾単県災害復旧費につきましては、次の段の現年単県災害土木費において、事業費の確定に伴い、4,100万円余を減額しております。

25ページをお願いします。

以上、港湾課の震災対策分の補正額は、最下段のとおり、4億7,500万円余の減額となります。

続きまして、一般会計の通常分、補正額の欄について御説明します。

2ページ戻りまして、23ページをお願いします。

上から4段目の国庫支出金返納金は、事業費の確定に伴う国庫支出金の返納でございます。

次に、6段目の港湾建設費につきましては、次の段の海岸高潮対策事業費で9億4,000万円余の減額を、24ページ、1段目の港湾補修事業費で16億1,500万円余の減額を

計上しております。これは、いずれも国庫内示減に伴うものでございます。

次に、25ページをお願いします。

1段目の港湾整備事業特別会計繰出金で6,100万円余を減額しております。これは、一般会計から港湾整備事業特別会計へ財源充当のための繰り出しを行っておりますが、港湾整備事業特別会計の歳出額確定に伴い、繰出金を減額するものでございます。

以上、港湾課の一般会計の通常分の補正額は、最下段のとおり、25億9,800万円余の減額となり、震災対策分と合わせました補正後の合計は76億7,100万円余となります。

次に、港湾整備事業特別会計について御説明いたします。

26ページをお願いいたします。

まず、2段目の施設管理費で3,400万円余を減額しております。

内訳は、右側の説明欄のとおり、職員給与費の増、施設管理諸費經常分の減でございませう。施設管理諸費經常分の減額の主な理由は、消費税確定申告における納税額が当初見込みよりも減額したことによるものです。

また、平成29年度の庁舎等管理業務に關しまして、債務負担行為の設定をお願いしております。

次に、下から2段目の公債費で1,200万円余を減額しております。これは、起債の利率確定に伴う償還利子の減によるものでございませう。

以上、港湾整備事業特別会計の補正額は、最下段のとおり、4,700万円余の減額となり、補正後の合計は45億円余となります。

次に、臨海工業用地造成事業特別会計についてでございます。

27ページをお願いします。

2段目の漁業振興費において財源更正を行っております。

港湾課は以上でございます。

よろしくお願ひいたします。

○原田砂防課長 砂防課でございます。

資料の29ページをお願いします。

まず、震災対策分の主な内容を御説明します。

下から3段目の単県砂防災害関連事業費で1億1,000万円を計上しております。これは、南阿蘇村三王谷川において災害査定で認められなかった箇所や災害復旧採択範囲に隣接した脆弱箇所の補強工事に要する経費でございます。

次に、下から2段目の砂防調査費で4億円を減額計上しております。これは、土砂災害危険箇所の緊急点検等を実施する費用で、当初、単県事業として計上しておりましたが、その後、交付金事業として採択を受けたため、減額するものです。

次に、30ページをお願いします。

上から3段目の災害関連急傾斜地崩壊対策事業費で31億4,700万円余を計上しております。これは国の補正予算に伴う増で、内訳は、後ほど説明します通常分とあわせて御説明します。

以上、震災対策分の補正額は28億3,000万円余となります。

次に、通常分の主な内容を御説明します。

30ページをお願いします。

1段目の国直轄事業負担金で1億円余を減額計上しております。これは、川辺川流域における国直轄砂防事業費の負担金で、直轄事業の事業費確定に伴う減額です。

次に、上から3段目の災害関連急傾斜地崩壊対策事業費で1億9,600万円余を減額計上しております。これは国庫内示減及び内容更正による減額で、内訳としては、さきに説明しました震災対策分を含めまして説明します。

まず、災害関連急傾斜地崩壊対策事業費については、南阿蘇村玉来地区外15カ所において、崩壊した急傾斜地におけるのり面工等の

整備に要する経費です。

次に、災害関連地域防災がけ崩れ対策事業費については、益城町堂園2地区外10カ所において、崩壊した崖地における擁壁工等の整備を行う市町村に対して助成する経費でございます。

以上、通常分の補正額は、マイナス7億3,600万円余となります。

最下段をお願いします。

砂防課計としまして、補正前の額に、先ほど説明しました補正額を加えた補正後の予算額は345億7,500万円余となります。

砂防課は以上です。

よろしくをお願いします。

○清水建築課長 建築課でございます。

31ページをお願いします。

まず、震災対策分の主なものにつきまして御説明します。

5段目のがけ地近接等危険住宅移転事業費でございますが、1,200万円の減額としております。これは、合併して行う土砂災害危険住宅移転促進事業等の補助金の確定に伴うものでございまして、最下段、震災対策分の合計は1,200万円余の減額となります。

次に、通常分の主なものにつきまして御説明します。

4段目の建築基準行政費でございますが、3,300万円余の減額としております。これは、要緊急安全確認大規模建築物等に対する補助金の確定に伴うものでございまして、最下段、補正額の合計は4,400万円余の減額となります。

以上、建築課計としまして、補正前の額9億600万円余に、先ほど御説明しました補正額を加えた補正後の額は8億5,000万円余となります。

建築課は以上でございます。

よろしくをお願いいたします。

○井手営繕課長 営繕課でございます。

資料の32ページをお願いいたします。

通常分の主な補正額について御説明いたします。

4段目の営繕管理費ですが、1,500万円の減額となっております。これは、事業費確定に伴うものでございます。

以上、営繕課の補正後の予算額は、最下段のとおり、震災対策分と合わせまして6億1,900万円余となります。

営繕課は以上です。

よろしくをお願いいたします。

○上妻住宅課長 住宅課でございます。

資料の33ページをお願いいたします。

まず、震災対策分でございます。

下から4段目の住宅災害復旧費の震災対策分の補正額として1億3,900万円余の減額を計上しております。これは、県営住宅の災害復旧事業の事業費確定に伴う減額と災害査定に伴う財源更正によるものでございます。

震災対策分の補正額の住宅課計としましては、最下段のとおり、住宅管理費を含めまして1億2,900万円余の減額となります。

次に、通常分でございます。

下から6段目の公営住宅ストック総合改善事業費の補正額として6億9,900万円余の減額を計上しております。これは、熊本地震を受け、労働力及び資材が不足する中で、震災対策工事を優先したことによるものでございます。

通常分の補正額の住宅課計としましては、最下段のとおり、住宅管理費を含めまして6億8,300万円余の減額となります。

以上、住宅課の2月補正後の予算額は、最下段のとおり、先ほど説明しました震災対策分、通常分を減額しまして39億7,400万円余となっております。

住宅課は以上です。

よろしくをお願いいたします。

○藤本監理課長 監理課でございます。

資料35ページをごらんください。

平成28年度繰越明許費でございます。

繰越明許費につきましては、12月議会で承認をいただいておりますが、土木費及び土木災害復旧費において48億1,300万円余の追加設定をお願いしております。追加後の繰越設定額は1,406億9,200万円余となります。

続きまして、37ページをお願いいたします。

第24号議案工事請負契約の変更についてでございます。

この議案は、平成25年2月定例県議会において議決されました工事請負契約について、工事内容の変更等のため、工期及び金額の変更を行うものでございます。

詳細につきましては、38ページの概要により説明させていただきます。

工事名は、国道266号交通円滑化改築(新天門橋)工事。工事内容は、橋梁上下部工。工事場所は、上天草市大矢野町登立及び宇城市三角町三角浦地内。請負契約締結日は、平成25年3月21日。請負業者は、横河・日本ピーエス・吉田・吉永建設工事共同企業体。変更契約工期は、平成25年3月22日から平成29年3月24日までを平成25年3月22日から平成30年3月26日までに変更するものです。変更契約金額は、72億405万円を78億4,124万7,642円に変更するもので、6億3,719万7,622円の増額となります。工期の変更の理由としましては、熊本地震による工事の一時中止等に伴う工期の延長でございます。金額の変更理由としましては、インフレスライド及び海上架設方式の変更等に伴う増額でございます。

次に、39ページをお願いいたします。

第25号議案工事請負契約の変更についてでございます。

この議案は、平成27年12月定例県議会において議決された工事請負契約について、工事

内容の変更のため、金額の変更を行うものでございます。

詳細につきましては、40ページの概要により説明させていただきます。

工事名は、国道266号地域連携推進改築(登立一号橋上部工)工事。工事内容は、橋梁上部工。工事場所は、上天草市大矢野町登立地内。請負契約締結日は、平成27年12月17日。請負業者は、日立造船株式会社九州支社。契約工期は、平成27年12月18日から平成29年3月17日まで。変更契約金額は、4億6,990万8,000円を4億7,016万8,383円に変更するもので、26万383円の増額となります。金額の変更理由としましては、通信管路の増設に伴う増額でございます。

41ページをお願いいたします。

第26号議案工事請負契約の変更についてでございます。

この議案は、平成27年9月定例県議会において議決された工事請負契約について、工事内容の変更のため、金額の変更を行うものでございます。

詳細につきましては、42ページの概要により説明させていただきます。

工事名は、国道445号27年発生道路災害復旧(瀬目トンネル)工事。工事内容は、トンネル工。工事場所は、球磨郡五木村瀬目地内。請負契約締結日は、平成27年10月6日。請負業者は、戸田・丸昭・味岡・橋口特定建設工事共同企業体。契約工期は、平成27年10月7日から平成29年3月24日まで。変更契約金額は、26億6,760万円を25億6,887万6,343円に変更するもので、9,872万3,657円の減額となります。契約金額の変更理由としましては、トンネル掘削土砂の受け入れ場所が近距離に確保できたため、土砂運搬距離が短くなったことに伴う減額でございます。

続きまして、43ページをお願いいたします。

第27号議案工事請負契約の締結についてで

ございます。

工事名は、県立劇場28年地震災害恒久復旧（PC外壁その他）工事。工事内容は、演劇ホールPC外壁等工事。工事場所は、熊本市中央区大江2丁目7番1号地内。工期は、契約締結日の翌日から平成30年3月16日まで。契約金額は7億7,976万円。これは、消費税及び地方消費税額を含む額でございます。契約の相手方は、大成・小竹特定建設工事共同企業体。契約の方法は、一般競争入札でございます。

44ページをお願いいたします。

1の競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項として、上段から、建設工事の種類、共同企業体の構成員数、格付等級または経営事項審査の総合評定値、営業所の所在地、施工実績に関する事項及び配置予定技術者に関する事項について、記載のとおり設定しております。

また、今回の工事は、早期復旧が求められる施設の復旧工事であることから、1者入札可といたしました。

2の評価に関する基準ですが、本工事は、入札時に施工計画書等の提出を求め、技術評価と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する施工体制確認型総合評価方式で実施いたしました。

施工計画としましては、熊本地震により被災した県立劇場のPC外壁その他に関する恒久復旧工事を行うことから、次のような課題を設定し、提出された施工計画書等の評価に基づき技術評価点を入札価格で除して評価値を算定いたしました。

45ページをお願いいたします。

設定した課題は、品質確保に対して4項目、施工上の課題に関し1項目、安全管理に関し3項目、合計8項目でございます。

3の開札及び総合評価結果でございますが、入札に参加した建設工事共同企業体は、大成・小竹特定建設工事共同企業体の1者で

ございました。

平成29年2月6日に開札を行い、技術評価点は105.18、7億2,214万3,000円の予定価格に対しまして入札価格7億2,200万円、いずれも税抜きで評価値14.5679となり、落札を決定しております。

監理課からは以上でございます。

よろしく願いいたします。

○長井道路保全課長 道路保全課です。

道路の管理瑕疵に関する専決処分の報告及び承認についてですが、説明資料47ページの28号議案から31号議案までの4件でございます。

まず、資料の47ページの第28号議案ですが、詳細は、右ページの概要にて説明いたします。

本件は、平成28年7月13日午後5時から午後6時ごろまでの間、八代市東陽町河俣におきまして、和解の相手方が主要地方道宮原五木線を普通乗用自動車で行進中、道路上の土砂流出箇所に入進し、右側ドア等を破損したものであります。

賠償の考え方につきましては、運転者が道路状況に応じ、停止等を含む運転をしていれば事故を回避できた可能性があることを考慮して、修理額の1割に当たる2万円を賠償しております。

次に、資料の49ページ、第29号議案ですが、右ページの概要をお願いいたします。

本件は、平成28年9月8日午前10時30分ごろ、人吉市願成寺におきまして、和解の相手方が主要地方道人吉水上線を軽四輪貨物自動車で行進中、路線バスとの離合のために後退したところ、道路上に傾斜して突出していた進路左側の転落防止用柵に衝突し、左側ドアを破損したものであります。

賠償の考え方につきましては、運転者が後退時に後方の安全確認を行うなど、運転者に求められる一般的な注意をもって運転してい

れば回避できた可能性があることを考慮して、修理額の3割に当たる2万556円を賠償しております。

次に、資料の51ページの第30号議案ですが、右ページの概要をお願いします。

本件は、平成28年9月28日午後4時ごろ、球磨郡五木村大字甲におきまして、和解の相手方が一般国道445号を普通乗用自動車で行進中、道路東側端に停止するため、グレーチング上を進行したところ、グレーチングがはね上がり、オイルタンクを破損したものであります。

賠償の考え方につきましては、運転者が事前に本件を予見し回避することは困難であることを考慮して、修理額の全額に当たる5万7,726円を賠償しております。

次に、資料の53ページの第31号議案ですが、右ページの概要をお願いします。

本件は、平成28年11月6日午前11時55分ごろ、八代市泉町仁田尾におきまして、和解の相手方が主要地方道小川泉線を軽四輪乗用自動車で行進中、左側のり面からの落石が直撃し、フロントガラスを破損したものであります。

賠償の考え方につきましては、運転者が事前に本件を予見し回避することは困難であることを考慮して、修理額の全額に当たる10万4,728円を賠償しております。

道路保全課の説明は以上でございます。

よろしく願いいたします。

○藤本監理課長 資料55ページをお願いいたします。

報告第2号専決処分の報告についてでございます。

職員に係る交通事故の和解、損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により行いました専決処分の報告でございます。

詳細につきましては、56ページの概要によ

り説明させていただきます。

この事故は、平成28年10月27日午後4時30分ごろに熊本市中央区京町2丁目地内で発生したもので、相手方との示談交渉の結果、県の過失100%で合意し、損害賠償額は1万800円でございます。

事故の状況としましては、県央広域本部土木部工務管理課職員が熊本市中央区京町地内の住宅街を走行中、対向してきた相手方と離合する際、離合のため停止していた相手方車両に接触をしたものでございます。

職員の交通事故、交通違反防止につきましては、これまでも研修等により注意喚起を行っておりますが、さらに徹底を図るよう取り組んでまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○山口裕委員長 以上で執行部からの説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

ただいまの執行部の説明について質疑はありませんか。

○坂田孝志委員 全般的にかかわることだから部長になるかどうかわかりませんが、結構減額の規模といいますか、551億円ですね。何度も補正をしながら、知事専決がありながら、これだけの被害が生じたところあたりを復旧しなきゃならぬというふうなことで、それぞれも一生懸命やって、執行部の皆さん方も、それぞれの方々がやっぱり予算確保にやっつけられたと思うんですね。

国の内示減とか事業費の確定とか、多く見積もったということなんですか。まだまだ復旧はできてませんよね。ちょっとそこと、補正で、先ほども監理課長だったかな、65%を措置して29で35%。それで全部終わることじゃないわけでしょう。ちょっとよくわかりませんがな。

そして、この今度の補正でも積み増した分

もありますよな。積み増した分があるということ、減額の幅はもっと大きいんですよ。どこかわかりませんが、全体で言えば、大体これだけじゃないですよ。この正式な説明があったときに、600を減額のかわりに400積んだと。全体で1億ぐらい減っているんですな。そして、震災でまた400を積んだから総じて600億ぐらい。土木の場合、どうなるんですかね。土木部が大体多いんでしょうからですね。全体でどれだけ減っているんだ。これだけまた、しかし、それが65%分か何かちょっとわかりませんが、これだけ積んだから総じて550億の減額予算だと。あと、また、29当初で積み上げて、いろいろ復旧需要には備えてやっていく。ちょっとわからぬとですたいな。ちょっとそこを教えてくださいませんかと思って。

○藤本監理課長 まず、通常分と災害分というのをちょっと大きく分けたといたしまして、通常分に関しましては、工期等の確定に伴う内示減というのが通常から毎年度発生をいたします。社会資本整備総合交付金等を願ひしておって、それが内示により減額するというのが通常分としてはございます。

それと、65%と申し上げましたのは、災害復旧費の部分でございます。ことしの熊本地震と豪雨災害に係る災害復旧費に関しまして、当初、被害額に応じて、まず100%予算を計上させていただいたと。それについて、まずその査定が12月に終了して、査定により全体的に減額をいたします。おおむね大体8割とか9割ぐらいに査定により落ちる場合が多くなっております。

それと、災害については、原則として3カ年で復旧するというルールがございまして、それを初年度でどれくらいお金を確保するかということ国と協議をいたしまして、今回、査定額の中で65%を本年度の予算とするという協議を国と行いました。その結果、大

きな減額となったものでございます。だから、初年度は、あくまでも今年度、一度100%予算を、被害額を積みまして、積みながら査定を受けてきて、査定の結果が決まったのと、3年間の今年度の予算配分額が決定したことに伴い、減額となったものでございます。残りについては、翌年度以降に予算計上させていただくということで考えております。

○坂田孝志委員 その65%と35%。65が28補正、35が29当初。そうじゃないの。

○村上河川課長 先ほど監理課長も説明しましたとおり、基本的に災害復旧事業は3カ年で復旧を終わらせるというか、3カ年かけて予算配分されるということになっております。一応初年度を65%分国費をいただくということが協議によって決まっておりますので、来年度、35%全部執行できるかどうかというのは、来々、工事工程等を確認しなければならないですけれども、今のところ、35%全部を支出することは難しいと考えておまして、3年目につきましても、何がしかのお金が必要になるということで考えております。

○坂田孝志委員 まずは、減った分は大きく見てたと。こしこはとっとかんばでけぬなと、その分でちょっと減額もあるわけですか。

○手島土木部長 非常に簡単に言いますと、監理課長が言いましたように、交付金のほうは県としてこれぐらい要るんだということを要望しています。ですから、少し多くなっています。これはもうしょうがないです。国からちゃんといってくるときもあるし、少なくともついてくることもある。最近はずっと少なくなってきたりしていません。ですから、そこ

はどうしても減額になります。

あと、今度、監理課長が言いましたように、災害はまたちょっと別で、災害は、これぐらい災害があったということで最初計上させていただきます。それで、査定がありまして、今回ほとんど減ってないんですけども、最初計上したより若干減りました。これを全部使ってしまうことができるのは本当は望ましいんですけども、企業の能力だとか県の能力だとか考えると全部はできないということで、そのうち、65%だけことしの予算で、要するに、35%減らしますということですね。来年じゃなくて、来年以降に35%使います。ですから、どうしても100あったら65に下がります。その上、さっき言いましたように、査定で少し減っていますので、かなり大きく減ったように見えますけれども、災害のほうは、ほとんど、言い方が悪いですけども、ことしは65しか使えませんけれども、全体は使いますので、要るしこは使うということで考えていただければいいと思っておりますけれども。ことしは、たまたま金額が小さく見えますけれども、全体で要る額はちゃんと確保します。

○坂田孝志委員 もう既に執行した分もあるでしょう。それはまた別でしょう。

○手島土木部長 執行した分は、当然この中に入っています。使うほうに入っています。

○坂田孝志委員 65に入っている。

○手島土木部長 はい、そうです。

○坂田孝志委員 そうすつとですたい、ことしの分で、繰り越してもう少しもって行ってよかったんじゃないかなろうかなという気もするんですが。48億ぐらい、このほうですな。28で勝負は無理だから、今になったこっこの分

を、じゃあ29で、それはどういうふうな。

○山口裕委員長 何か内容次第ですけども、部長が答えたがいいのか。

○手島土木部長 本当は、65も、残念ながら、ことし発注は全部はできません。これは繰り越しがかなりあります。65の中にも繰り越しがございます。ですから、坂田委員がおっしゃったように、できるだけことしの金として使えるだけは使おうと。繰り越しも含めて使えるだけ使おうということですね。今65にとるということで、実際はかなりのところ繰り越しになっております。65のかなりのところ繰り越しになっております。

○坂田孝志委員 ちょっと数字は、48じゃなくて、ちょっと別に。

○村上河川課長 今委員が言われた48というのは——わかりました。

48億というのは、今回新しく出てきた増額される予算に対して、それがほとんど繰り越さなければならぬということで48億を出してあります。

災害費につきましては、もう12月議会でお願ひしてますとおり、ほとんどの額をもう予算としては繰り越しますよということで予算の提示をさせていただいております。

○坂田孝志委員 合わせるといくつですか。

○村上河川課長 繰り越しのトータルとしましては、今予算の計として1,406億余りを繰越可能額として予算を計上させてもらっているところです。そのうちの災害費は557億になります。

○坂田孝志委員 土木だけで。

○村上河川課長 はい。

○坂田孝志委員 それだけ繰り越しがあるわけですか。

○村上河川課長 ですから、先ほど言いましたように、65%をことし使うと言いましたけれども、ことし、来年で繰り越しながら65%を消化していきます。そして、来年度以降に新しく発注する部分につきまして35%ありまして、それを来年あるいは再来年で使っていくということになります。

○坂田孝志委員 ある程度予算とりましたよな、そして国から、見方として、熊本県はこれだけの被害を受けた、要望があったと。それで、国も準じてつけた。しかし、結果として消化し切らなかったじゃないかと。それで、いろんな問題もありますよ、資材のこととか技術者の問題とか。そういうことを国も理解していただいて、今年度はこれだけ、あとは後年度でこうして、要するに、そういう国とのきちんとした話というんですか、意思疎通の中でいけませんとなというのは、ちょっと気もだえといいますかな、そういうことを感じましたもんだからですな。あえてそのことを聞いたわけでありまして、災害復旧についての後年度、ずっとですな、おおむね3年とおっしゃったように、それについての予算の確保、見通し、そこはきちんとそういう視野に入れたところでのことしの補正措置であるし、また、後日審議します29年度の予算、そういうふうなことで理解しとけばよろしいわけですかね。

○村上河川課長 国との意思疎通ができていくかということについてお答えいたしますと、この65%ということしの割合がありますが、通常の災害でしたら8割以上あるいは100%国費をつけてもらうことが、今ま

での災害の通例でございました。ことしは非常に規模が大きいことで、国としても、ちゃんとできるのかどうか心配であるということで何回か協議を重ねたところでございます。私たちとしても、発注する出先機関も含めて、何回も調査を行いまして、これくらいだったらできるだろうという数字をもって国と協議をして、65%という数字を固めたところでございます。次年度以降についても、国としては、国費をちゃんとつけていきますよということをお約束いただいた上で、この65%を固めております。

以上です。

○坂田孝志委員 わかりました。しっかり、部長、頑張ってください。

○田代国広副委員長 関連ですけれども、この予算を見ると、国庫内示による事業確定に伴う減という言葉がいっぱい躍っていますよね。例えば、1億円あたりの予算に対して1,000万円減額するというような形ならば、この国庫内示に伴う補正減という言葉でいいと思うんですけれども、先ほど来から意見があっているように、例えば、この23ページの高潮対策事業ですか、11億数千円の予算に対して9億4,000万の補正減というふうなことになってきますと、ただ単に国庫内示による事業費の減に伴う減額という言葉だけではなかなか理解できぬと思う。したがって、先ほど来あっておるように、こういった説明段階で言っただけであればわかりやすいなというふうに思います。

○亀崎港湾課長 港湾課でございます。

今の高潮の分につきましては、これは、9月の経済対策で、災害復旧で採択されないような、震災に寄与するような事業を積極的に交付金として国と調整しながら予算として上げていった経緯がございました。そういった

こともありまして、当初の減もありますけれども、今回、そういったことで、今回の地震も鑑みまして、震災対策としてしっかりしていこうということで、結果的に交付金で国からつかなくなかったりという部分もございまして、この海岸高潮の分でございますが、そういったこれまでのやりとりの中でございました。そういうことで、大きく見えているのは2次の経済対策分で、かなり大きくとりにいったというところでございます。

○田代国広副委員長 先ほど河川課長の答弁にありましたように、この残りの要件も、今後、来年度、予算が獲得できる可能性があるかと理解してよろしいですか。

○亀崎港湾課長 今回の補正で上げました分は、次年度以降しようと予定したものを前倒しでやろうとしたものでございまして、29年度におきましては、この予算、再度また国に予算として要望していております。

○田代国広副委員長 頑張ってください。

○西山宗孝委員 今の坂田先生と田代先生の関連について質問させていただきたいんですけども、査定は100%終了していると。この中の65%について、今年度でやる計画だという話は大体わかったんですけども、来年度以降、35%という話になるわけですが、国が心配して65%までの体力を見て言われるのか、あるいは県の体制として、あるいは県のマンパワーも含めて、その市場とかあるいは業界関係も踏まえたところの判断のこの65%であるとすれば、来年度以降につく35%、はっきり分かれたわけでもないんですけども、大方の話として、災害復旧については3年を原則としてやるというお題目があるわけですけども、もちろん3年以内に完全にというわけにはいかない実情もよくわかるんです

が、それが体制次第で、1年でも2年でも先に延びるんじゃないかという心配もあるんですよね。スタートについてはそういったことをよく吟味して、65でよかったのか70なのかという話もあろうかと思えます。そのあたりのお考えを少し確認させていただければと思うんですけども。

○村上河川課長 65%を算出しました基礎となるものは、県の災害復旧工事を発注する各振興局のほうに、どれくらいの発注が可能かということを開きまして、それを集計したものでございます。ですから、委員が御心配されているように、不調・不落とか、今度は業界の体制とかそういったところまではまだ加味できていなかった部分はもちろんあるかと思えます。ですから、繰り越しも十分できるような体制として予算措置もしておりますし、そういうところでカバーしながら、この65%を2年間かけて、来年度いっぱいかけて使っていこうということを考えて、65%という数字を国とも協議させていただいたところです。

○西山宗孝委員 現場の実情よくわかるんですけども、金を使い切るとかいう表現ももちろんですが、実態として、市町村も含めたところの工事の進捗が一番だろうと思うんですよね。そこで、不調・不落については、まだ当初は関係なかったというお話がありましたけれども、今後については、その65%という一つの数字があって、今後35%という見込みの中で、さらにそれが先送りになる可能性もあるんですかね。

○村上河川課長 今のところ、予定としては3年、繰り越しても4年ぐらいで仕上げていくという気持ちを持って予算を確保していこうと考えているところでございます。

○西山宗孝委員 こういう時期ですので、もちろん県の体制もですし、あるいは、市場もさっき言いました業界も相当一生懸命されていることは事実だと思うんですが、そういった振興局あたりの情報も踏まえてとか一振興局は各市町村の状況を踏まえたところの話だろうと思うんですけれども、そういった全体についての工事の進捗ということが県民にとっては一番だろうと思いますので、県の体制だけではもちろん判断されてないと思うんですが、そういった意味では、もっとさらに今後も復旧を短めるための努力をぜひお願いしておきたいと思います。

以上です。

○山口裕委員長 ほかに質疑はありませんか。

○田代国広副委員長 県が管理する道路の瑕疵によったものの賠償ですね。これを見てみると、ほとんど県南なんですね。恐らくたまたまそういった結果になったんだろうと思うんですけれども、これについては、たまたまと考えていいですかね。

○長井道路保全課長 今回の道路瑕疵4件、議案提案しておりますが、言われるように、県南だけというのは、たまたまというふうに考えて、今報告とか受けている中で、示談等が済みました件のうち、今回4件提案させていただいておりますので、たまたまというふうに考えております。

○山口裕委員長 今回の案件で、グレーチングによる事故が発生しておりますけれども、グレーチングは、例えば、地域で苦役等で清掃をしようと、どぶさらいをしようというときはすごく扱いやすい製品なんですよ。普通のコンクリート製の天板だとちょっと動かすのもままならぬということなんですけれど

も、グレーチングは、その安全対策がしっかりなされとってその安全性が確保されるもんじゃなかですか。

今回、たまたま車両に対して圧がかかったときに動いてしまった。実は、グレーチングは、構造的には強いですが、軽いという性質があって、まさに2次的な被害、例えば、車両が乗ったことによってはね上がって、そのあたりの通行車に影響が出るなんていうことも考えられる。そしてまた、目視で確認するのもなかなか難しいんですよ。ちゃんとしっかり固定されているかというのが難しいので、今回、この案件を機に、グレーチングはいろんなところで使われているので、もう一回しっかりと点検していただくことをお願いいたします。よろしくお願ひします。

ほかにありませんでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○山口裕委員長 なければ、これで質疑を終了いたします。

ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号、第5号、第6号、第11号及び第24号から第31号までについて、一括して採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○山口裕委員長 異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外11件について、原案のとおり可決または承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○山口裕委員長 異議なしと認めます。よって、議案第1号外11件は、原案のとおり可決または承認することに決定いたしました。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申し出が1件っております。

まず、報告事項について執行部の説明を求

めた後に、一括して質疑を受けたいと思います。

それでは、藤本監理課長のほうから説明をお願いします。

○藤本監理課長 監理課でございます。

その他報告事項1でございます。

資料1ページをごらんください。

県発注工事に係る不調・不落対策について御説明をいたします。

まず、第1、不調・不落の現状ですが、熊本地震及び梅雨前線豪雨に伴う災害査定が昨年12月に完了したところで、県、市町村合わせた公共土木施設の査定、件数、額が約4,980件、998億円となっており、これは、平成24年の熊本広域大水害の6倍強の数字となっております。今後発注が大幅に増加することが見込まれる中、昨年の秋以降、入札の不調・不落が増加してきております中、今後、さらに不調・不落が増加する懸念があります。そのため、今回、不調・不落の現状と対応策を取りまとめました。

中ほど資料の左下の表をごらんください。

本年の不調・不落は、1月までで224件となっており、広域大水害の発注のピークだった平成25年度を既に上回っております。

その上が月別の不調・不落率をグラフにしたもので、本年1月は20%を超える率となっております。右側に代表的な業種であります土木一式工事と建築一式工事のランク別の不調等の発生状況をまとめております。土木一式工事につきましては、1月までの不調等の比率が12.2%、建築一式につきましては48.4%となっており、建築一式工事については、民間の工事が多く発注されておりますので、技術者や労働者の不足がより深刻なためと思われれます。

1ページ下の第2、不調・不落の要因につきましては、建設業界から聞き取った意見をもとに整理をしたもので、技術者や現場作業

員、交通誘導員、下請業者等が確保できない、ダンプ、トラック不足等による費用の増加、公共工事などで、技術者拘束期間が長い、技術者の複数現場の兼務ができないなどの声が多く上げられております。

次のページの上段をごらんください。

こちらは、建設労働者の需給状況を取りまとめたもので、いずれの業種も、やや困難から困難ということで、建設労働者の不足があらわれております。

その下の表は、不調が多く発生しております建築工事の県B、Cランク業者の入札に参加しない原因を聞き取ったものを取りまとめたものでございます。

第3で、県の不調・不落対策を取りまとめておりますので、記載しているものの中から主なものを御説明いたします。

各項目の右側に書いてある記号につきましては、点線囲みの凡例に書いてあるとおりでございます。例えば、土木・災害と書かれてあるものは、土木関係工事の災害関連等工事に適用をされるもので、災害の記載がないものは、災害関連等工事以外の通常工事にも適用されるものです。また、実施状況につきましては、黒丸が実施済み、白丸がこの2月から実施するもの、三角が今後実施を検討するものでございます。

まず、1、入札契約制度の運用改善につきましてですが、3ページの(2)から(4)までにつきましては、昨年の10月に発注標準の引き上げ、指名競争入札の適用金額の引き上げ、復興JV制度の導入、総合評価方式の見直しを行ったものでございます。

(6)は、この2月から見直しをしたもので、被害が大きかった県央広域本部熊本管内、上益城地域振興局、阿蘇地域振興局の3管内について、土木A2の入札参加者が少ないことから、災害関連等工事について、通常の10者指名に加え、近隣の地域振興局から5者を加えた15者指名を行うことといたしてお

ります。

(7)は、2月から建築工事に係る見直しでございまして、不調が多い建築B、Cランクについて多くの参加者を募るため、災害関連等工事について指名競争入札から県下全域をエリアとする総合評価なしの条件つき一般競争入札として、参加者も当該ランク以上の建設企業が全て参加をできるようにしたものでございます。

具体的には、Cランクの工事であれば、県下全域からCランク、Bランク、A2ランク、A1ランクの企業が参加できるというものでございます。また、A1、A2ランク工事についても、単なる修繕工事につきましては、手続を簡素化するため、総合評価を行わないということにいたしました。

(8)も、2月からの建築関係の見直しで、条件つき一般競争入札の場合、過去の企業の施工実績と配置予定技術者の施工経験を参加資格として求めておりましたが、単なる修繕工事については、技術的難易度が高くないことから、施工実績、施工経験を求めないということにいたしました。

(10)は、国、県、市町村で発注工事が増大する中、建設企業が円滑に工事を受注できるよう、県内金融機関や西日本建設業保証会社に融資や保証などに御協力をいただくよう要望を行うというもので、本日付で文書により要望を行うこととしております。

(11)の災害関連工事受注者へのインセンティブにつきましては、現在検討中ですが、一定時期までに災害関連等工事を受注した建設企業に対し、復旧事業への貢献を評価し、その後の総合評価で加点をするような制度の導入を検討しているところでございます。

2の施工確保対策につきましては、(1)と(2)と次のページの(3)が昨年10月に実施をしたものです。現場代理人の常駐義務の緩和、遠隔地からの労働者確保、資機材確保に係る費用について、設計変更で対応するというも

のでございます。

(2)の遠隔地からの労働者確保に要する間接費の設計変更につきましては、従来、距離75キロ以上または120分以上の時間を要するものを対象としておりましたが、今回、距離30キロ以上または60分以上の時間を要するものと、要件を緩和いたしました。

4ページ、(4)の熊本地震等復旧・復興情報連絡会議の設置につきましては、復旧・復興工事を円滑に進めるため、施工体制の確保等に係るさまざまな課題に対し、国、県、市町村、建設業界で情報を共有し、課題解決の検討を行う会議でありまして、2月13日に第2回の会議を開催いたしました。その中で、県の不調・不落の対策についても説明を行っております。

(8)の復興係数、復興歩掛かりにつきましては、1月20日に知事が国土交通大臣に要望し実現をしたもので、土木工事における現場作業の効率低下に係る復興歩掛かりの導入と建設労働者及び建設資機材の不足による間接費の増加を設計変更に反映するための復興係数の導入でございまして、この2月から導入することといたしております。

(9)は、復興係数等の導入とあわせまして、労務費調査及び単価改正時期の短縮を国土交通大臣へ要望したもので、3月に単価が改定されることになりました。国では、今後労務費モニタリング調査を継続的に実施し、調査結果に応じまして、機動的に単価改定を行うことを想定をされております。

(10)の営繕積算方式の活用ですが、建築工事において、国が作成した営繕積算方式活用マニュアル(熊本被災地版)を参考に、適切な共通仮設費の積み上げや工期設定などにより適正な予定価格を設定し、また、工期延長についても柔軟に対応することといたします。

(11)は、建築関係工事の共通費算定における一般管理費等率の前倒し適用で、通常国の積算基準が改定された場合は4月に適用する

としています。一般管理費等率の見直しについて、2月に前倒しで適用することといたしました。これにより、おおむね3%程度予定価格が上昇することになります。

(12)は、余裕期間を見込んだ早期契約制度の活用です。これは、契約を行っても実際の着工を2カ月とか3カ月先にするというもので、資機材や下請業者の調達などの準備期間を確保することにより、工事を受注しやすくするものでございます。1月から積極的に活用を行っております。

(13)は、合冊・合併入札による発注ロットの拡大で、複数工事をまとめて発注することで受注者の現場代理人の配置の効率化などにより、工事を受注しやすくするというものです。小規模な災害工事等で積極的に活用するというようにしております。

(15)は、受注者からの請求による労働者確保や技能士不足等による工期延長の運用で、本来は、受注者の責任において労働者や技能士等を確保し、工期末までに工事を完成する責務がありますが、人手不足等の状況に鑑み、受注者の責めに帰すことができないことが明らかである場合は、工期延長に応ずるということにいたしております。

以上、不調・不落について取りまとめを行いました。

今後とも、不調・不落の状況を注視しながら、必要に応じて、さらなる対策を検討していきたいと考えております。

説明は以上でございます。

○山口裕委員長 執行部からの説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

何か質疑はありませんか。

○中村亮彦委員 不調・不落のことについては、前回は質問させていただいたんですけども、非常にいろんな取り組みをされて、これで不調・不落は終わるということではない

と、なくなるということではないと思うんですけども、今現状を見てみますと、やっぱり建築工事、これに不調・不落が非常に多いということでもありますけれども、これは、やっぱり今まで、12月までは撤去、廃棄といったようなことで、片づけにかかっていたものが、今度は新築工事にかかるというようなことで、非常に建築業の皆さん忙しいんだろうというふうに思います。また、土木よりも建築のほうが、これは恐らくこれからも非常に忙しくなる、入札が厳しくなるということも予測されるというふうに思うんですけども、2つだけ、この今の説明の中で質問させていただきたいんですけども、3ページの(11)の災害関連工事受注者へのインセンティブということで、総合評価での評価を検討、これは何か、その前に加点ということが出てきましたけれども、これをちょっと詳しく教えていただきたいんですが。といいますのが、これは経審と違うということだろうというふうに思いますので。

また、総合評価を受けている業者さんというのは、恐らくA1、A2だけじゃないかなと思うんですよ。これをちょっと確認で詳しくお話を聞きたいというのと、もう1つ、4ページの(8)の復興係数及び復興歩掛かりの導入、これは非常にいいことだろうと思います。確かに、資材も上がっておりますし、人件費も高騰しとるというようなことを鑑みたときに大変必要だろうというふうに思いますが、これは、歩掛かりの場合は、直接工事費に全部かかってくるんじゃないかと思うんですよ。人件費のところにかかるんですね。復興係数は、歩掛かりと違って、復興係数ということになりますと、共通仮設費、現場管理費に1.1ということですから、直接工事費に歩掛かりで1回かかった上にもう一回復興係数を掛けるというような理解でよろしいかということなんです。

この2点、お聞きいたします。

○緒方土木技術管理課長 今御質問のありましたのが、災害関連工事のインセンティブということでございますけれども、基本的には総合評価でインセンティブあたりをとということです。総合評価の中に災害関連工事を受注した方、いわゆる件数で評価をしようかと思っておりますけれども、多くとっていただいた方には加点をしようということで考えております。ということは、総合評価の対象となります土木一般であれば7,000万以上、通常工事であれば3,000万以上でございますけれども、そういう形になりますと、大体土木一式であれば、A1、A2の方が対象になっております。

あと1つ、復興係数と復興歩掛かりというのがございますけれども、復興歩掛かりは、今回、全ての歩掛かりに対して適用されたわけではなくて、土工だけ、いわゆるバックホーで掘削をやったり、掘削した土砂を今度は埋め立てるといような、その工事に対して歩掛かりが適用されます。大体今の単価でいいますと、1.25倍、25%ぐらい大きく計上することができるということになっています。

それに対して復興係数というのがございますけれども、ここに書いてます共通仮設費、現場管理費が1.1倍ということになりますけれども、これは、復興歩掛かりを含めたところで1.1倍という形になりますので、復興係数が1.25倍に対して、係数としてはさらにかかってくるという形になります。

○中村亮彦委員 復興係数と歩掛かりについてはよくわかりました。

最初の質問の件で、この総合評価の件で、確かに震災関連、復興に協力をいただいた方に加点すると、こういうのは大変いいこと、いい取り組みだろうというふうに思います。

ただ、これは、1ページに戻りますと、B、C、Dクラスが非常に不調・不落がやっ

ぱり多いわけですね。そして、一番機械や人材を持っている、機動力があるというのがB、C、Dクラスだろうというふうに思うんですよ。数においても、Aからピラミッド型にできているというふうに思いますので、こういう方たちが活発に動き回るといようなのが、この復興に対するスピードにおいては非常に大切なことだろうというふうに思います。

その方たちに総合評価は関係ないということであるならば、せめて経審の点数に加点するというようなことは考えられないですか。そういうことはできないのでしょうか。

○藤本監理課長 今御指摘の経審、経営事項審査につきましては、全国共通のルールでございます。経審そのものに見るといことはできないと思いますので、また、そういった別の加点等については少し研究をさせていただければと思っております。

○中村亮彦委員 経審にできないならば、何らかの、復興が終わった後でもその公共工事というのは発注されるわけですから、何とかそういう方たちの受注拡大に対して有利にできるような方法をとっていただきたいと思います。というのが、やっぱりさっき言ったように、機動力があるのは、一番このクラスなんです。ですから、そういうところもこれから検討されていくということでしょうか、ぜひそれも検討の一つに入れていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○山口裕委員長 わかりました。受注拡大に有利という言葉にちょっとひっかかりますが、まあ、お気持ちはわかります。

○坂田孝志委員 文句でも何でもなく、非常にいいことだと思いますので、細かなことをや

っておられますから、これをぴしっと浸透することが大事だと思うんですね。業界には、この前何かやられたんですかね、全体的に。あれもいいんですけども、また、振興局単位あたり、それぞれ個々の業者に、こういうのがあるんだよということ、わかってもらわなきゃいけませんと思いますし、そうすると、これは市町村にも対応するんでしょう。市町村にもやっぱり徹底してやっていただく。

そうすると、これもありがたいですな。3ページの10番の金融機関、資金繰り問題、きょう通達出されるんですか。もう少し理由を細かく説明してくださいね。やっぱりいい内容だから、それをやっぱりみんながわかって、そして活用されて、なるべく不調・不落が抑えられることが大事であろうと思いますので、細かな周知徹底をよろしく願いいたしたいと思います。

以上です。

○西山宗孝委員 今対策について、非常に現場の市町村も含めて大変助かっていると私も思いますけれども、これは、既存、通常の事業については一災害復旧がほとんどだという印象もあるので、通常の事業については、この内容についてどこか書いてあるなら教えてください。

○藤本監理課長 まず、2ページをごらんいただきたいと思います。2ページの一番下の右側に点線で囲んでありますところに凡例というのがございます。各項目に土木とか建築、土木・災害、建築・災害というふうな記号をつけておまして、土木と書いてあるところは土木工事で、通常分も災害分も適用されるのがこのケースになります。

次の2つ下の土木・災害と書いてある分は、土木で災害工事のみ適用というような意味になりますので、例えば、4ページをごら

んいただきまして、(8)の復興係数及び復興歩掛かりの導入、適用については、土木というふうに書いてありますので、これは土木関係工事の通常工事分も含めて全部適用だというふうな読み方でございます。したがって、四角囲みの災害という文言がないものは通常工事まで適用されるものであるということです。

○西山宗孝委員 わかりました。その中で、15番に、このことも受注者からの請求による工期の延長とかについても、ここに土木、建築とありますように、通常の工事業業についても適用ということによろしいです。わかりました。

○山本伸裕委員 不調・不落の要因のところで、1番のところで、技術者、現場作業員、交通誘導員、下請業者等が確保できないというようところで書かれておりますけれども、私自身、結構その下請業者からトラブルの話がたくさん聞いておまして、例えば、公費解体を受けておられた下請業者なので、県の公共事業の問題にも通じる問題があるんじゃないかというふうに感じているところなんですけれども、要するに、単価が全然上がってない。県の工事では、遠隔地からの労働者確保に関する設計変更であるとか、いろいろ配慮をされた対策が復興係数であるとかあるんですが、下請業者の単価が全然変わらないというような問題点が、あるいは下請業者に対する支払いが、工事が終わっても何カ月もかかっているというようなことで、もうとてもじゃないけれども、受け入れ切れないということで、その下請業者がどんどん撤退しているという話を聞いたんですね。

やっぱり条件を改善しようと努力されているのはわかるんですが、結局、下請業者のそういう環境が改善されないと確保できないという状況は改善されないというふうに思うん

ですね。そういう点で、県として、下請業者あるいは孫請業者なんかに対するきちんとした工賃の支払いであるとか、それを迅速化させるであるとか、適正に支払いの単価に反映させるとかというようにところでのその指導、管理徹底などがどんなふうになっているのかなど。

○藤本監理課長 委員御指摘のような事態が、たしか昨年新聞にも、公費解体後、支払いを受けられない等の話題が載っておったと思います。実際、我々の監理課や環境局のほうにそういった個別の相談は電話等で寄せられております。そこで、具体的にお聞きをしてアドバイスをするという場面ももちろんございます。その中で、建設業法というのがありますので、当然、契約を結んでやってくださいとか、支払いはいついつまでにしてくださいという建設業法の原則がございますので、そのあたりは当然お知らせをしておりますし、必要に応じて、相手方の、支払いを受けていただけないと言われる相手方にも事情を聞いたりして助言等はさせていただいております。というのがまず1つ。

それともう1つ、そういった事態がたくさん発生したというふうに聞きましたので、環境生活部と土木部と連名で、熊本県建設産業団体連合会と熊本県解体工事業協会に対し、公文書により「下請契約及び下請代金支払いの適正化等の徹底について」という文書を11月30日に出させていただきます。

それともう1つございまして、3月に建設業者説明会というのをいたします。これは、全許可業者さんにはがき郵送で県下9カ所ぐらいで説明会をするんですが、その中で、改めてこういった建設業法上の決まりを周知させていただいて、そういったトラブルにつながらないようにお願いしますという要請をしたいと思っています。そこには、今回は、国の九州地方整備局からも来てお話をしていた

だくことになっております。引き続き、いろんな場面を捉えながら、周知啓発をしていきたいと考えております。

○山本伸裕委員 具体的な告発なんかがあった場合に、具体的に対応するというようなことも県のほうでは……。

○山口裕委員長 突然、告発。何ですか、告発。

○山本伸裕委員 例えば、工賃の未払いであるとか、こういった業者が工事しても賃金を払ってくれないと。

○藤本監理課長 まず、建設業法でさまざま決まりがございます。さらに、下請代金の支払いそのものに関しては、公正取引委員会のほうが担当しておるという関係で、不適正な取引ということになりますと、そちらに動いていただくことが基本的に必要であると。我々は、そこまで至らない手前の、お互い話し合いできちっと解決していただけないかという助言をしているという段階でございます。

○山本伸裕委員 一連の対策は、やはり業者の方が工事を受けやすいようにということでのいろんな配慮であり、対策だということふうに思いますし、それがやっぱり末端の工事現場で働く労働者の皆さんまで行き届くようなことになっていかないと、実際裁判になっている事例もお伺いしておりますし、業者の方が、熊本地震の復興のためにということで、熊本にやってきたけれども、もうみんな引き揚げようというような状況だったら、もう本当、自分たちがどんどん手出しをして、もたないというようなお話もちょっと耳に入ってきていますので、ぜひ、先ほどの11月30日ですか、そういう通知を含めて業者への指導徹底をお願いしたいと思います。

以上です。

○山口裕委員長 ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○山口裕委員長 昨年度の2月議会の先議の予算を見てみると、801億円だったんですね。本年度が、この先議、減額の話もありましたけれども、1,859億円ということで、かなり倍以上の仕事量になっているのかなというふうに思っております。

そういった中で、我々委員も、一日も早い災害からの復旧が、その後の復興につながっていくものと思っておりますし、また、きょう御報告をいただいた不調・不落の課題についても、適時適切に臨むことによって、一日も早い復旧につながっていくのかなというふうに感じております。

そういった中で、来年度に向けては、災害復旧については、例えば、ちょっとでも見える化できないかなというふうに感じるころもあります。例えば、復旧という事業が完了したのを数字であらわしてみるとか、そういった形でもうちょっと広く県民や、そしてまた、我々も理解が進むようにとか、そういった件数であったりとか金額ベースとか、それはもう皆さんの表現の仕方で構いませんけれども、一日も早い復旧をなし遂げようという総意のもとに、ひとつ数値化してみても、今後の熊本の復旧がより加速化するんじゃないかなと感じるところでもありますので、一回御検討をいただければというふうに思います。

なければ、本日の議題は全て終了しました。

最後に、要望書が4件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

それでは、以上をもちまして、第6回建設常任委員会を閉会いたします。

皆様、大変お疲れさまでした。

午前11時46分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により
ここに署名する

建設常任委員会委員長